

# 葛飾区基本計画

夢と誇りあるふるさと葛飾の実現

～区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり～

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度



令和3年8月

葛飾区

## 新基本計画の策定に当たって

本年3月に策定した葛飾区基本構想の理念である「人権・平和・多様性の尊重」、「持続的な発展」、「協働によるまちづくり」、将来像として掲げた「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」を実現するため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする葛飾区基本計画を策定しました。

この葛飾区基本計画では、「夢と誇りあるふるさと葛飾の実現」と「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」を基本方針として掲げています。

本区の人口推計では、長期的には人口減少や少子高齢化が進展していくことが見込まれております。こうした中、本区がいつまでも豊かに発展していくためには、区民、事業者、団体等、このまちに集う多様な皆様と区が、「葛飾区を良いまちにしていこう」という思いを共有しながら協働し、持続可能なまちづくりを進めていくことが大切であると考えております。この基本方針に基づき、世界共通の目標であるSDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展を図り、住み慣れた地域で誰もがいきいきと健やかに、住み続けることで幸せや喜びを感じながら暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、この基本方針の実現に向け、重点的、戦略的、横断的に進めていく必要のある取組として「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」を掲げました。このプロジェクトを推し進めることにより、地震、水害、感染症等のあらゆる危機への対応、健康寿命の延伸、共生社会の実現、新金貨物線の旅客化をはじめとする交通環境の充実といった、安全・安心・快適な区民生活の実現に向けた取組や、切れ目のない子ども・子育て支援、教育環境の充実といった区民ニーズの高い取組、新たな時代に対応するためのデジタルトランスフォーメーションの推進など、今後の本区の豊かで持続可能な発展に向けて必要な取組を着実に推進し、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現してまいります。

最後になりましたが、葛飾区基本計画の策定に当たり、区議会をはじめ、ご検討いただいた基本構想・基本計画策定委員会の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3（2021）年8月

青木克徳

葛飾区長



# 葛飾区基本構想

将来像

みんなで作る、  
水と緑と人情が輝く  
暮らしやすいまち・葛飾

## 基本構想の理念

### 1 人権・平和・多様性の尊重

全ての人々は、平和な社会の中で、安全で健康な生活を営み、個性を尊重され、誰もが持てる能力を十分に発揮し、その人らしい人生を全うする自由と平等を保障されなければなりません。

そのために、全ての人々が、平和を尊び、多様性を尊重することが個人にとっても組織や社会にとっても能力の発揮や価値の創造において重要であると認識し、互いの人権と個性を尊重し、協力し合い、支え合う、多様な可能性が開花する豊かな地域社会を構築していきます。

### 2 持続的な発展

本区が将来にわたって繁栄していくためには、年齢構成のバランスを取りながら人口総数を維持していくとともに、経済・社会・環境の統合的な向上を図っていかねばなりません。

経済的な豊かさに加え、心の豊かさや生活の質の面からも持続的な進化・発展を追求し、誰もが幸福を実感しながら安全・安心・快適に暮らし続けられる、真に豊かな地域社会を構築していきます。

### 3 協働によるまちづくり

地域の人々の発意と活力に満ちた地域社会を構築していくためには、そこに住み、働き、学び、憩う全ての人々が、まちづくりの主役として、共に取り組んでいかねばなりません。

地域に集う多様な主体が、互いの信頼と尊重の下、共に区の未来を考え、それぞれの得意とするところを活かしながら協働してまちづくりを進めていくことで、豊かな地域社会を構築していきます。

# 基本的な方向性

## 1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち

### (1) いつまでも安全に暮らし続けられるまち

災害、犯罪、事故、感染症などのあらゆる危機から生命と財産が守られるよう、「自分の身は自分で守る」という意識の下、自助・共助・公助の取組を進めて防災力を向上し、いつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくりまします。

### (2) いつまでもいきいきと健やかに暮らせる安心なまち

生涯を通じていきいきと健やかに暮らせる環境と、支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが、住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちをつくりまします。

## 2 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち

### (1) 安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち

地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合いながら、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまちをつくりまします。

### (2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち

子どもたちが葛飾に住む誇りと自信を胸に、自らの夢や希望を実現し、地域の担い手としても活躍できるまちをつくりまします。

### (3) 生涯にわたって学び、充実した活動ができるまち

誰もが生涯にわたって、学び、文化・芸術、スポーツなどを楽しみながら、いきいきと活動し、心豊かな人生を送れるまちをつくりまします。

## 3 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち

### (1) 人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち

誰もが、思いやりの心を持って互いの個性や文化の違いを認め合い、共に支え合いながら自分らしく暮らせるまちをつくりまします。

### (2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち

葛飾の特性である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、地球温暖化やそれに伴う気候変動に対応し、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちをつくりまします。

### (3) いつまでも快適に暮らし続けられるまち

地域の特性を踏まえながら、良好な市街地を形成しつつ利便性の高い交通環境を整備し、誰もがいつまでも快適に暮らせる持続可能なまちをつくりまします。

## 4 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち

### (1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち

本区の豊かな人情に根差した地域力や優れた産業力などの魅力を磨き上げ、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちをつくりまします。

### (2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち

葛飾らしさのある豊かな地域文化や、ふるさと葛飾を愛する心・誇りを育み、誰もが文化・芸術に触れつつ、心豊かに暮らせるまちをつくりまします。

## 5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち

日進月歩で進化する先進技術をあらゆる産業や区民生活に取り入れながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、誰もが洗練された質の高い生活を送れるまちを目指します。

# 目次

<b>第1部 基本計画の役割と前提</b> .....	1
第1章 基本計画の役割 .....	3
第2章 策定の背景 .....	5
I 本区の現況 .....	5
II 葛飾区人口ビジョン .....	6
III 区民等の声 .....	21
IV 区政を取り巻く環境の変化 .....	22
V 財政計画 .....	27
<b>第2部 基本方針等</b> .....	29
第1章 基本方針 .....	31
第2章 葛飾・夢と誇りのプロジェクト .....	32
1 協働推進プロジェクト .....	34
2 「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト .....	36
3 共生社会実現プロジェクト .....	38
4 「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト .....	40
5 学力・体力向上プロジェクト .....	42
6 危機対応力向上プロジェクト .....	44
7 安全・快適な交通環境実現プロジェクト .....	46
8 「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト .....	50
9 花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト .....	52
10 産業応援プロジェクト .....	54
11 「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト .....	56
12 公共施設の魅力向上プロジェクト .....	58
13 かつしかファンド活用プロジェクト .....	60
14 スマートかつしか実現プロジェクト .....	62
各プロジェクトと関連する政策・計画事業一覧 .....	64
第3章 SDGsの実現に向けて .....	67
<b>第3部 政策別計画</b> .....	79
計画の体系 .....	80
政策・施策ページの見方 .....	84

I	理念分野	
政策1	人権・多様性・平和	90
II	健康・福祉分野	
政策2	健康	102
政策3	医療	110
政策4	衛生	116
政策5	地域福祉・低所得者支援	124
政策6	高齢者支援	132
政策7	障害者支援	140
III	子ども・教育分野	
政策8	子ども・家庭支援	150
政策9	学校教育	164
政策10	地域教育	176
政策11	生涯学習	182
政策12	スポーツ	188
IV	街づくり・環境・産業分野	
政策13	地域街づくり	196
政策14	防災・生活安全	208
政策15	交通	220
政策16	公園・水辺	228
政策17	環境	234
政策18	産業	248
政策19	観光・文化	258
政策20	地域活動	266
<b>第4部</b>	<b>行財政運営の取組指針</b>	<b>273</b>
I	目的	275
II	行財政運営の方向性	276
III	行財政改革の進行管理	278
<b>用語解説</b>		<b>279</b>
<b>策定経過</b>		<b>285</b>

# 第 1 部

## 基本計画の役割と前提

### 第 1 章 基本計画の役割

### 第 2 章 策定の背景

- I 本区の現況
- II 葛飾区人口ビジョン
- III 区民等の声
- IV 区政を取り巻く環境の変化
- V 財政計画



水元さくら堤



## 1 計画の役割

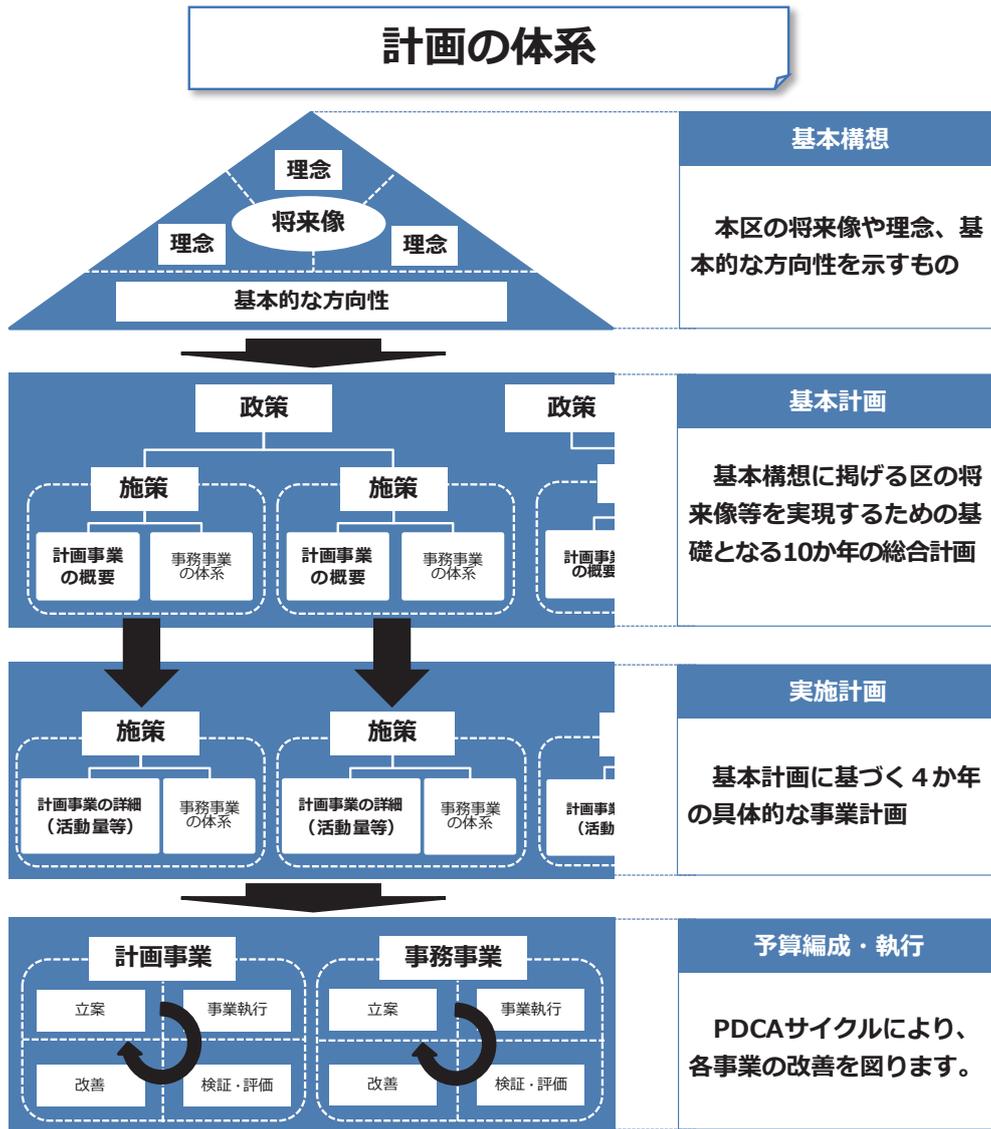
葛飾区基本計画は、葛飾区基本構想に掲げる将来像等を実現するための基礎となる総合計画です。各施策を体系的に示し、区全体の目標や方向を具体化したものとして、実施計画や分野別の個別事業計画の指針とします。また、区民、事業者などの様々な主体と区が協働して着実にこれからの葛飾区を築いていくために、共有する指針となるものです。

近年の人口構造や産業構造など、様々な社会経済状況の変化を視野に入れつつ、これまでの歩みを更に進めるために、基本計画に基づき、新たな施策の展開と、時代に即応した戦略的かつ計画的な区政運営を進めます。

## 2 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とします。また、4か年にわたる実施計画を策定するとともに、3年目に施策の推進状況等を踏まえ、次期の実施計画の策定を行います。





### 1 基本構想

本区の将来像や理念、基本的な方向性を示すものです。

長期にわたり区が目指すべき将来像、区政運営の根本を貫く理念、将来像の実現に向けた基本的な方向性を示します。

### 2 基本計画

基本構想に掲げる区の将来像等を実現するための基礎となる10か年の総合計画です。

基本構想の基本的な方向性の下に各政策を設け、政策を達成するための手段を各施策として具体化します。施策の下に位置付けられる計画事業の概要や事務事業の体系を示します。

### 3 実施計画

基本計画に基づく4か年の具体的な事業計画です。

基本計画に基づき、計画事業の活動量や財政計画、計画事業の実現性の見通しを示すとともに、各年度の重点事業や予算編成等の指針とするものです。

### 4 予算編成・執行

計画事業の進捗状況や成果指標の達成状況などを的確に把握した上で、評価・分析・見直しを行い、その結果を各年度の重点事業や予算編成に反映させ、事務事業の改善などを進めます。

## I 本区の現況

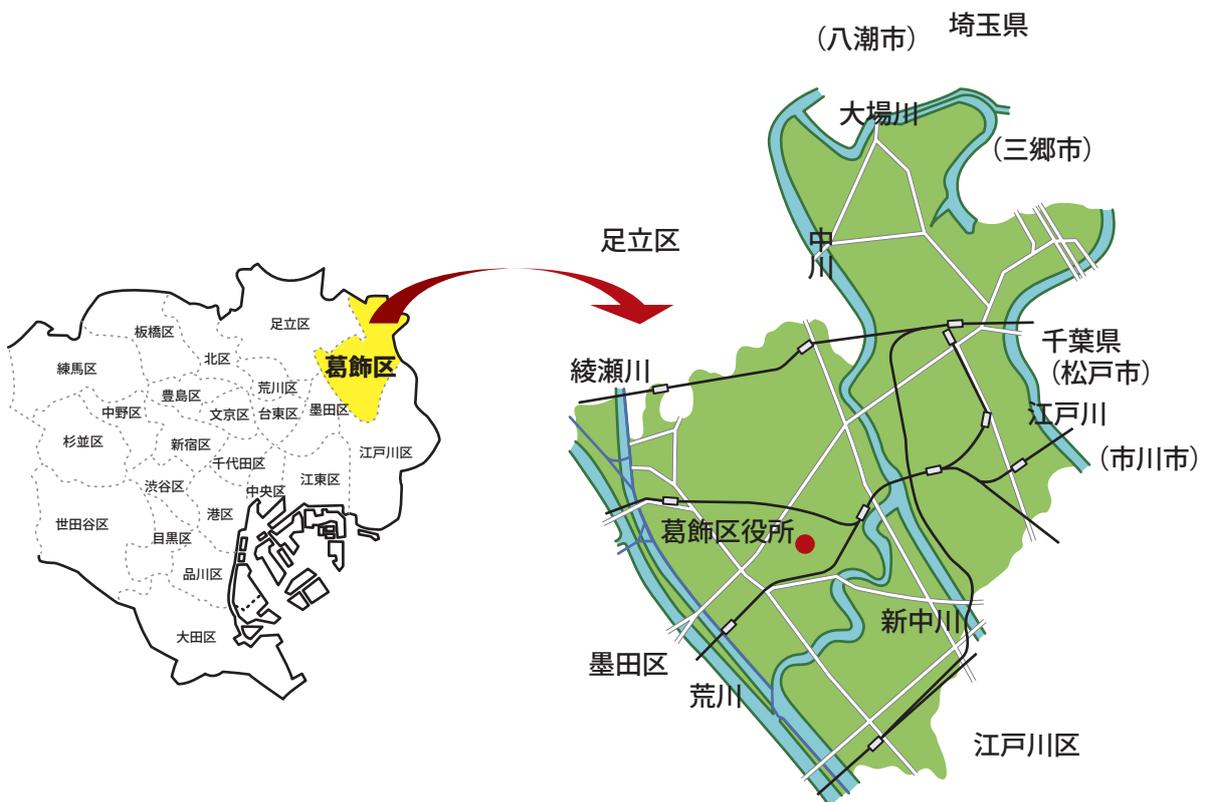
本区は、東京23区の北東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県松戸市に、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は大場川を境として埼玉県八潮市・三郷市に接しています。

総面積は、34.8km<sup>2</sup>であり、23区の中では7番目の広さを有し、旧利根川の河口にできた東京低地と呼ばれる沖積層の低地で、平坦な地域です。荒川、江戸川、大場川が区の境をなしているほか、中川、新中川、綾瀬川が区内を流れており、比較的身近な場所に水辺が多く存在しています。

令和2年1月現在の地目別土地面積（課税地）をみると、約95%が宅地（工業地・商業地を含む。）であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分しています。また、都市計画地域の指定状況は、住宅系用途が59%と大きな割合を占めています。

区は、南西から北東に走る水戸街道（国道6号）と蔵前橋通り、そして、これらと直交する環状7号線、平和橋通りなどの主要幹線道路によって、道路網の骨格が形成されています。鉄道路線は、北からJR常磐線、京成電鉄、JR総武本線が区域の東西を結んでいます。

区内の事業所数、産業従業員数は、平成28年現在で16,636事業所、産業従業者数128,556人となっています。従業者数の内訳をみると、第3次産業が約79%と大半を占めています。



## II 葛飾区人口ビジョン

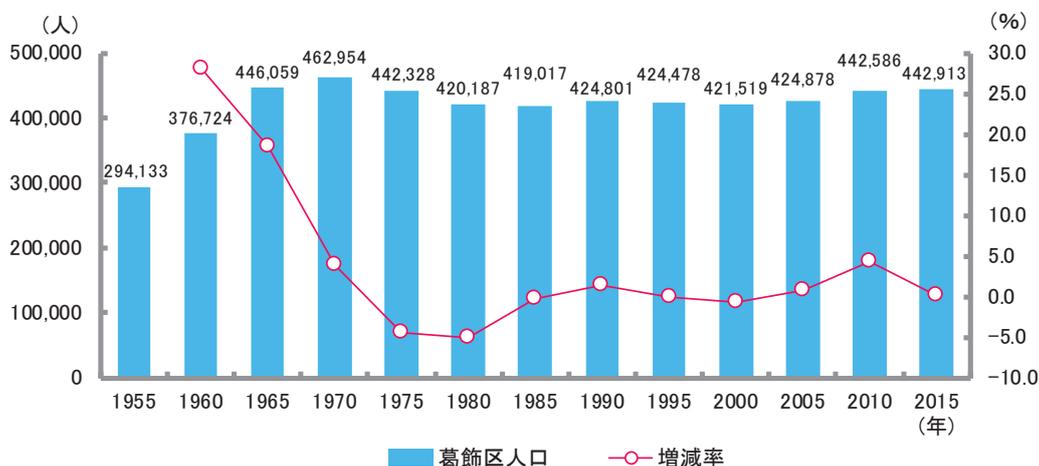
### 1 葛飾区総人口の推移

#### (1) 国勢調査による長期的な葛飾区総人口の推移

国勢調査による葛飾区の総人口の推移をみると、1960年代までは第一次ベビーブームによる出生者数の増加に加え、都・区部への人口流入の高まりから急激に人口が増加しましたが、1970年代に入ると人口減少に転じ、1980（昭和55）年以降は42万人程度の水準で推移してきました。2000（平成12）年以降は都心回帰の傾向から増加に転じ、2010（平成22）年には再び44万人を突破しています。

2015（平成27）年10月1日時点の葛飾区の人口は442,913人となっています。

図表1 長期的な葛飾区総人口の推移



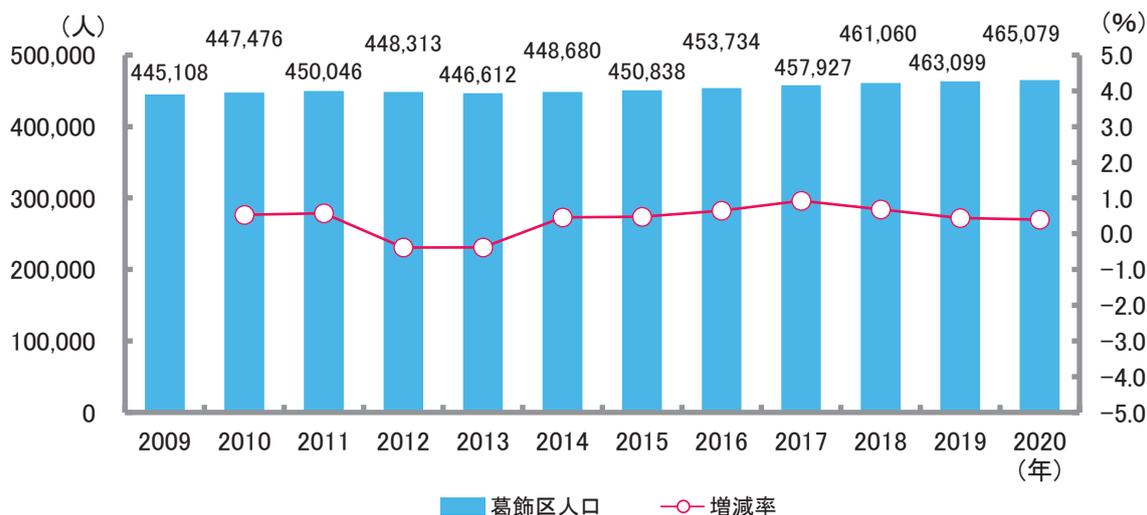
資料：国勢調査

## (2) 住民基本台帳による短期的な葛飾区総人口の推移

### ア 葛飾区総人口

住民基本台帳による葛飾区総人口の近年の推移をみると、微増傾向で推移しており、2020（令和2）年4月1日時点では465,079人となっています。

図表2 短期的な葛飾区総人口の推移

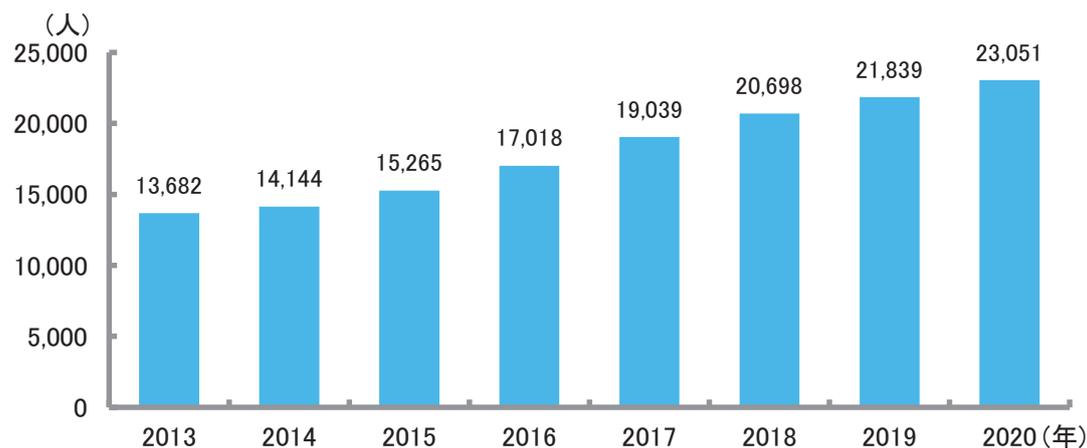


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### イ 葛飾区外国人人口の推移

住民基本台帳による葛飾区外国人人口の推移をみると、年々増加しており、2020（令和2）年4月1日時点では23,051人となっています。

図表3 葛飾区外国人人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

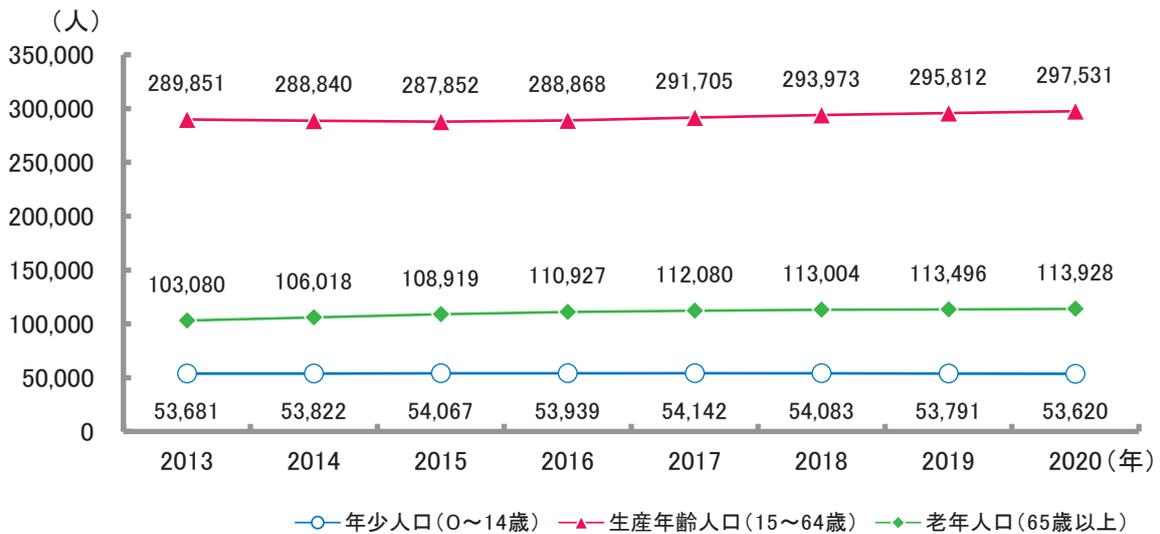
### (3) 年齢3区分別人口の推移

#### ア 年齢3区分別人口数・構成比

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、2015（平成27）年以降、増加傾向で推移しています。

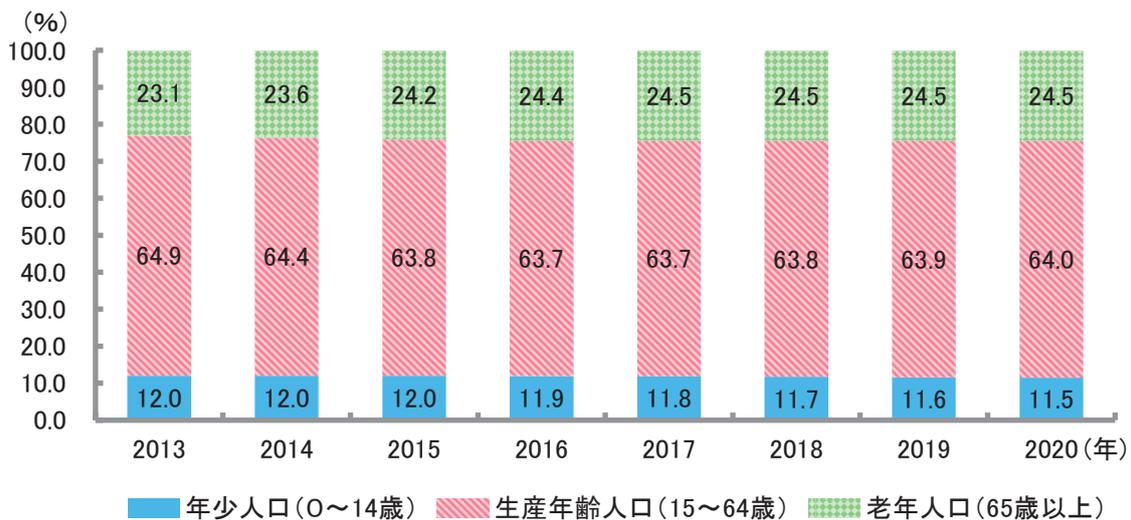
一方、年少人口（15歳未満）は2017（平成29）年以降減少しており、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しています。2020（令和2）年4月1日時点で老年人口（65歳以上）は24.5%となっており、高齢化が進んでいます。

図表4 葛飾区の年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

図表5 葛飾区の年齢3区分別人口構成比の推移



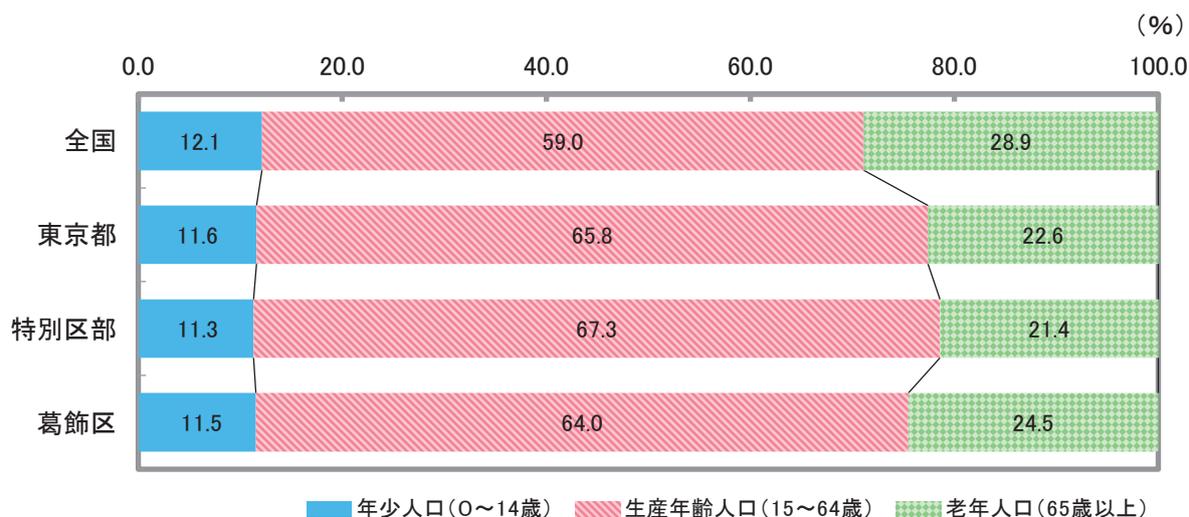
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

注：国勢調査上の人口と住民基本台帳上の人口の差異は、調査要件、基準日等が異なるために生じるものです。

## イ 年齢3区分別人口構成比・他団体比較

年齢3区分別人口構成比を東京都全体や特別区部と比較すると、年少人口（15歳未満）比率はほぼ同水準であるものの、老年人口（65歳以上）比率はやや高く、生産年齢人口（15～64歳）比率はやや低くなっています。しかし、全国値との比較では生産年齢人口（15～64歳）比率はやや高く、老年人口（65歳以上）と年少人口（15歳未満）比率はやや低くなっています。

図表6 年齢3区分別人口構成比の比較



資料：国：人口動態統計（2019年）

都・区部：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（2020年1月1日時点）

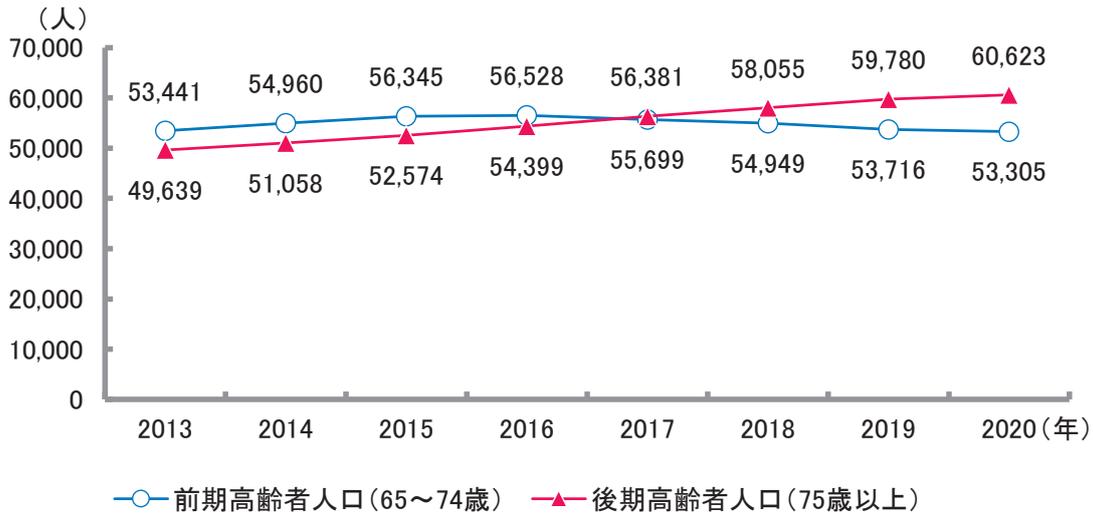
葛飾区：住民基本台帳（2020年4月1日時点）

## (4) 高齢者2区分別人口の推移

高齢者2区分別人口の推移をみると、前期高齢者人口（65～74歳）は2016（平成28）年に約5.7万人とピークを迎え、以降は減少傾向で推移しています。

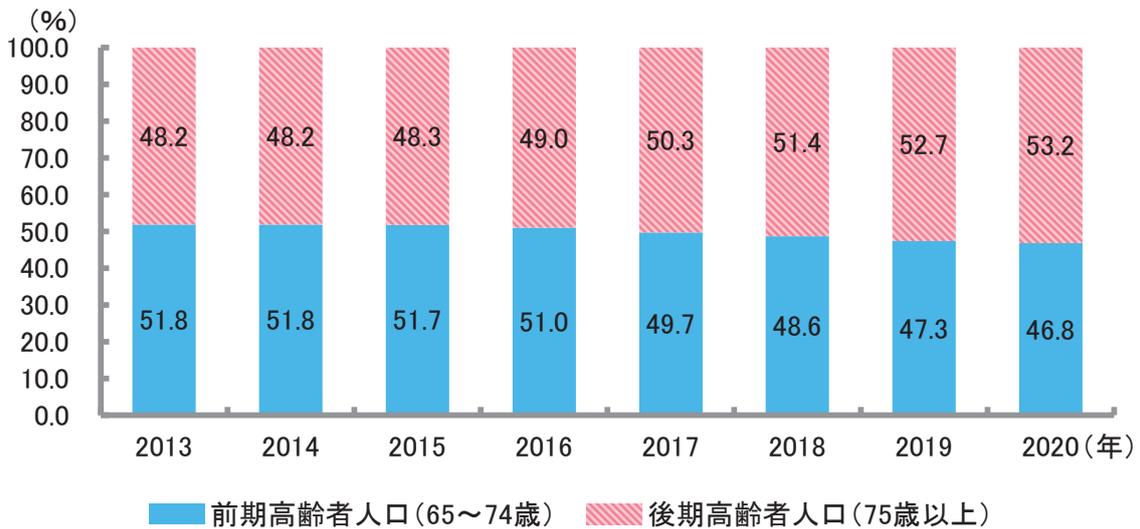
一方、後期高齢者人口（75歳以上）は一貫して増加しています。2017（平成29）年時点で構成比が逆転し、2020（令和2）年4月1日時点では後期高齢者人口（75歳以上）は53.2%となっています。

図表7 葛飾区の高齢者2区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

図表8 葛飾区の高齢者2区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

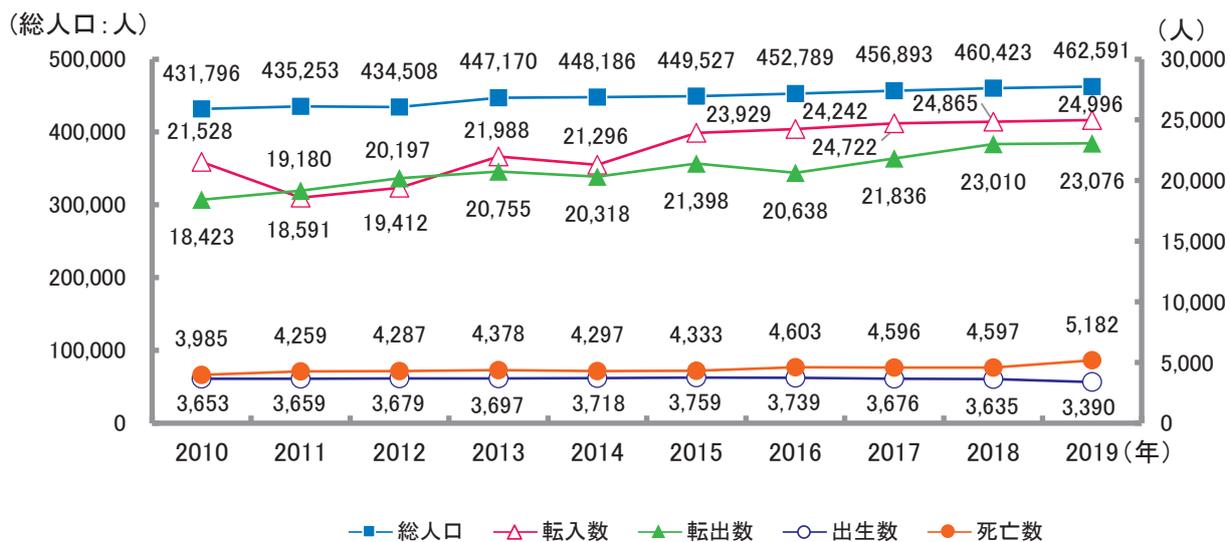
## 2 人口動態

### (1) 人口動態の推移

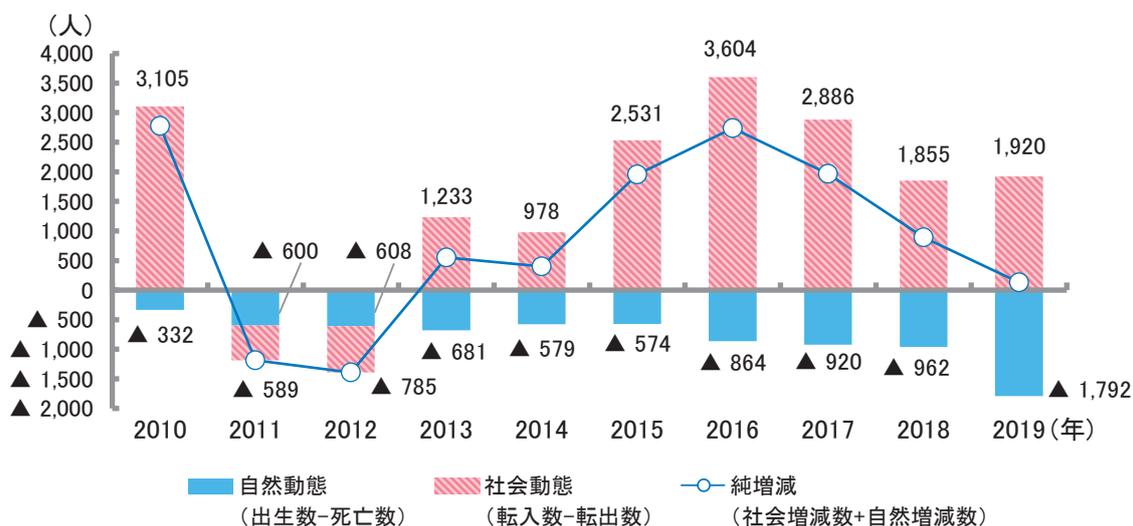
近年の葛飾区の人口増加は、転入超過による部分が多くなっています。2013（平成25）年以降は転入超過傾向が続いており、転入者数は増加傾向にあります。

自然動態については、近年は一貫して、死亡者数が出生者数を上回る、自然減の状況が続いています。

図表9 葛飾区の社会動態・自然動態の推移



資料：住民基本台帳



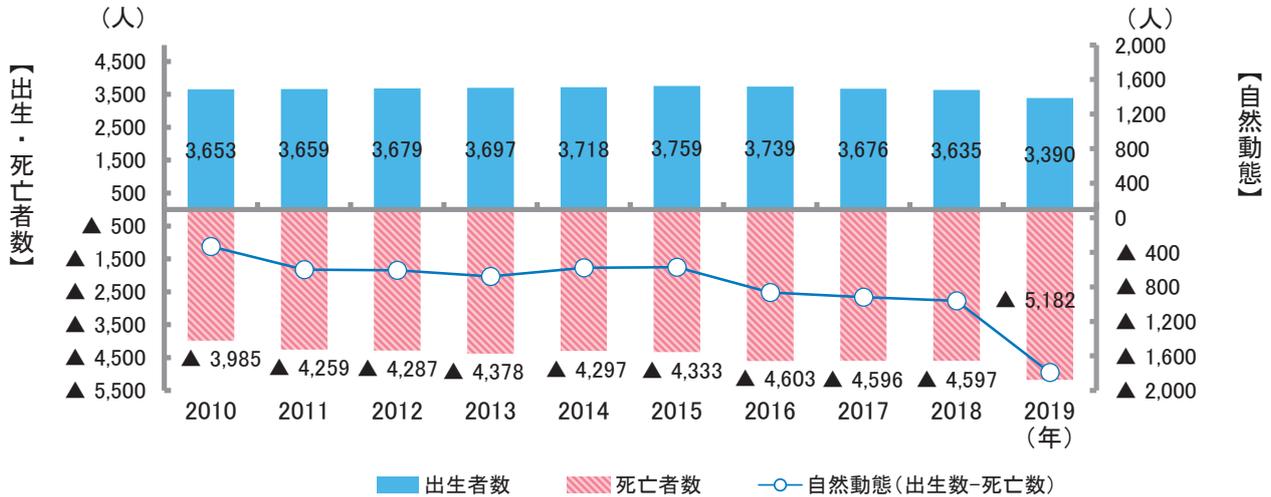
資料：住民基本台帳

## (2) 人口動態の推移

### ア 自然動態の推移

出生者数はほぼ横ばい傾向で、おおむね年間3,500人前後で推移しています。一方、死亡者数は増加傾向にあり、自然動態の減少幅は拡大傾向で推移しています。

図表10 葛飾区の出生者数と死亡者数、自然動態の推移



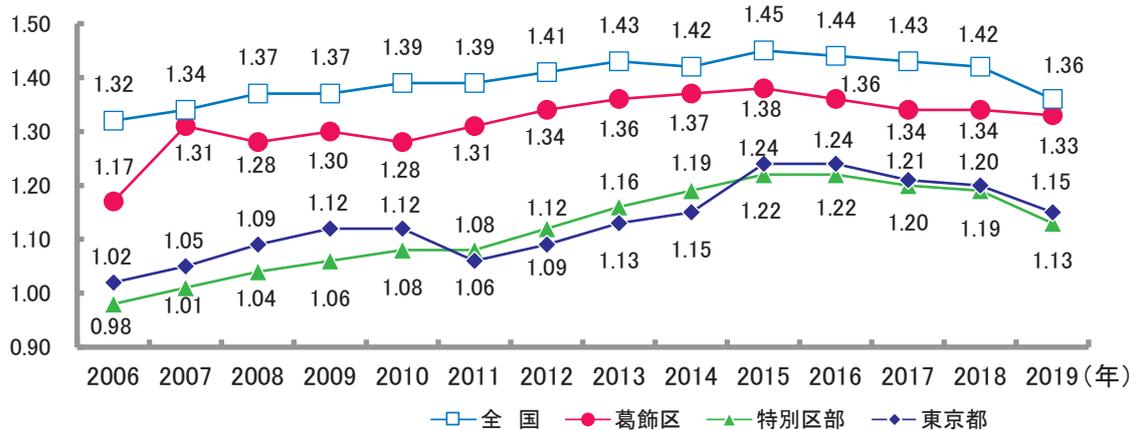
資料：住民基本台帳

### イ 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回るものの、東京都と特別区部よりは高い水準にあります。しかし、人口維持に必要な2.07は満たしていない状況です。

合計特殊出生率は上昇傾向で推移してきましたが、2015年以降は減少に転じています。

図表11 合計特殊出生率の推移



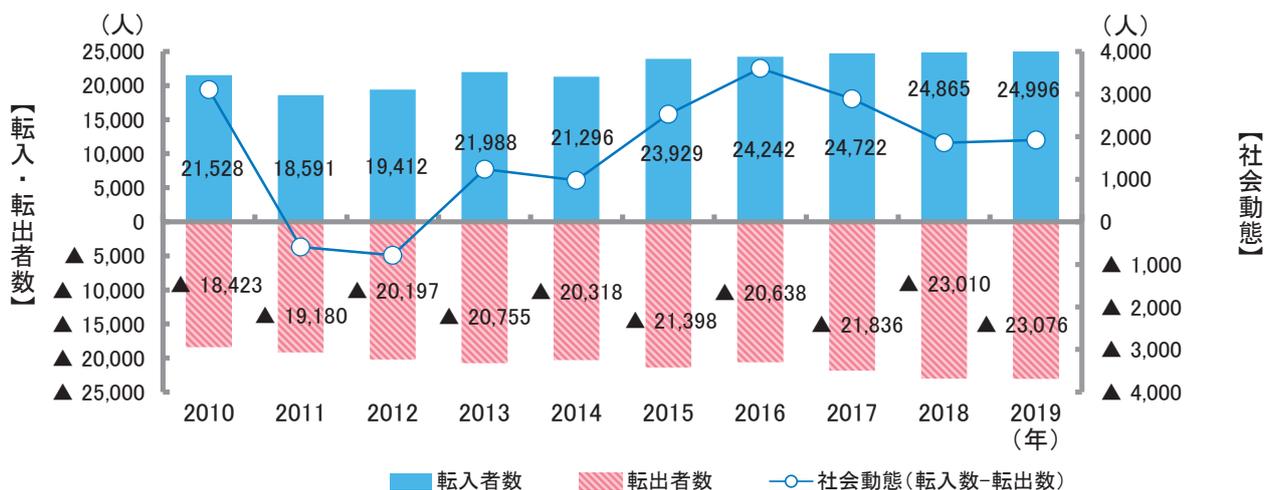
資料：人口動態統計

### (3) 社会動態人口動態の推移

#### ア 自然動態の推移

葛飾区の社会動態は、転入超過で推移しています。2011（平成23）年、2012（平成24）年は転入者数が減少し、転出超過となっていますが、2013（平成25）年以降は転入者数が増加し、再び転入超過で推移しています。

図表12 葛飾区の転入者数と転出者数、社会動態の推移



資料：住民基本台帳

#### (4) 流動人口

葛飾区の昼間人口は、夜間人口（常住人口）から7万人の流出超過となっており、昼夜間人口比率は84.1%と、23区中21番目となっています。

図表13 特別区部の昼夜間人口比率（2015年）

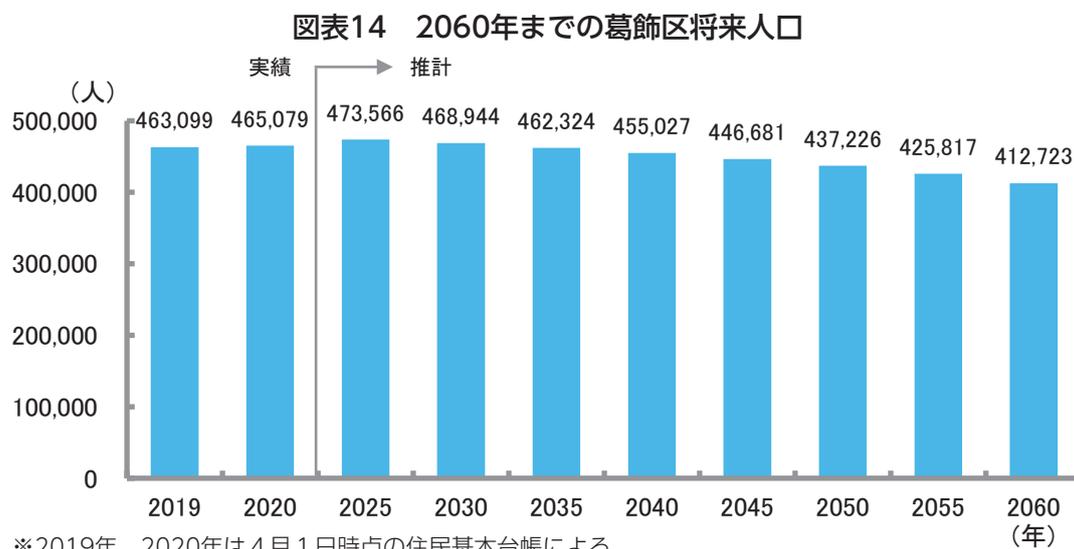
		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	流入超過 人口(人)	昼夜間人口 比率
昼夜間人口比100以上	東京都	15,920,405	13,515,271	2,405,134	117.8%
	区部	12,033,592	9,272,740	2,760,852	129.8%
	千代田区	853,068	58,406	794,662	1460.6%
	中央区	608,603	141,183	467,420	431.1%
	港区	940,785	243,283	697,502	386.7%
	渋谷区	539,109	224,533	314,576	240.1%
	新宿区	775,549	333,560	441,989	232.5%
	文京区	346,132	219,724	126,408	157.5%
	台東区	303,931	198,073	105,858	153.4%
	豊島区	417,146	291,167	125,979	143.3%
	品川区	544,022	386,855	157,167	140.6%
	江東区	608,532	498,109	110,423	122.2%
	墨田区	279,181	256,274	22,907	108.9%
	目黒区	293,832	277,622	16,210	105.8%
昼夜間人口比100未満	大田区	693,865	717,082	▲ 23,217	96.8%
	北区	329,753	341,076	▲ 11,323	96.7%
	中野区	313,270	328,215	▲ 14,945	95.4%
	世田谷区	856,870	903,346	▲ 46,476	94.9%
	荒川区	194,004	212,264	▲ 18,260	91.4%
	足立区	608,968	670,122	▲ 61,154	90.9%
	板橋区	508,099	561,916	▲ 53,817	90.4%
	杉並区	479,975	563,997	▲ 84,022	85.1%
	葛飾区	372,335	442,913	▲ 70,578	84.1%
	練馬区	605,084	721,722	▲ 116,638	83.8%
	江戸川区	561,479	681,298	▲ 119,819	82.4%

資料：国勢調査

### 3 将来人口推計

#### (1) 将来人口の推移

2060（令和42）年までの将来人口について推計を行った結果、2025（令和7）年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しです。2060（令和42）年には約41.3万人と、2019（平成31）年比で約11%、約5万人の減少が見込まれます。



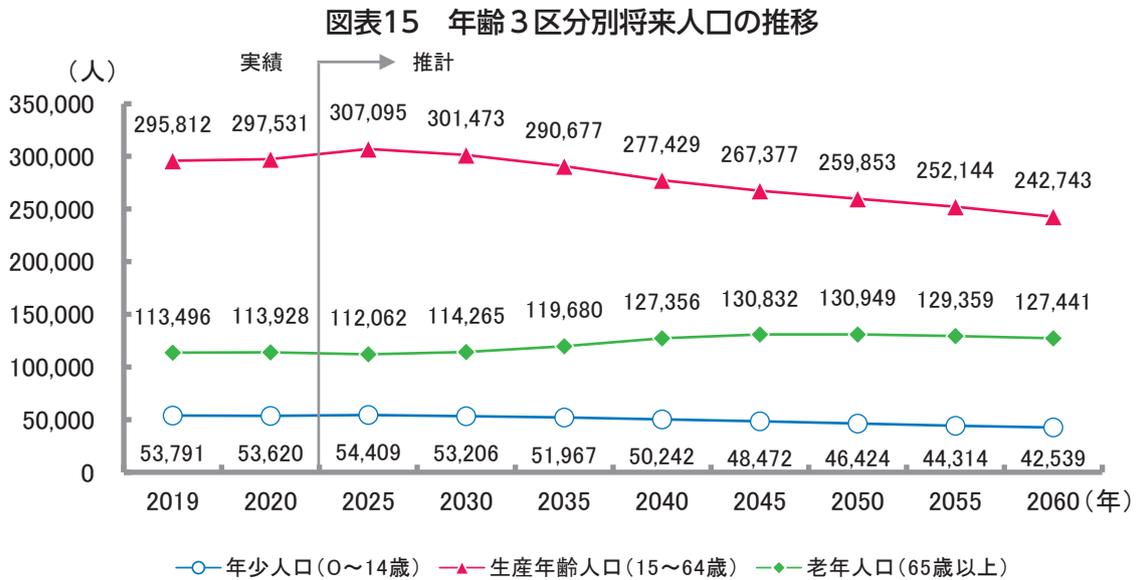
#### ※推計の考え方

- ①推計方法：コーホート要因法
- ②基準人口と推計期間：2019（平成31）年の住民基本台帳人口を基準とし、2060（令和42）年まで5年ごとの人口を推計
- ③出生率の仮定：2014（平成26）年から2019（平成31）年までの5年間の葛飾区の平均値が今後も続くと仮定
- ④生残率の仮定：厚生労働省「2015年市区町村別生命表」の葛飾区の男女5歳階級別の生残率に基づく。
- ⑤移動率の仮定：2014（平成26）年から2019（平成31）年までの住民基本台帳人口に基づく純移動率を基準に、将来的に移動率が減少していくと仮定し、2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」の葛飾区の男女5歳階級別の移動率に基づく。

## (2) 年齢構成の変化

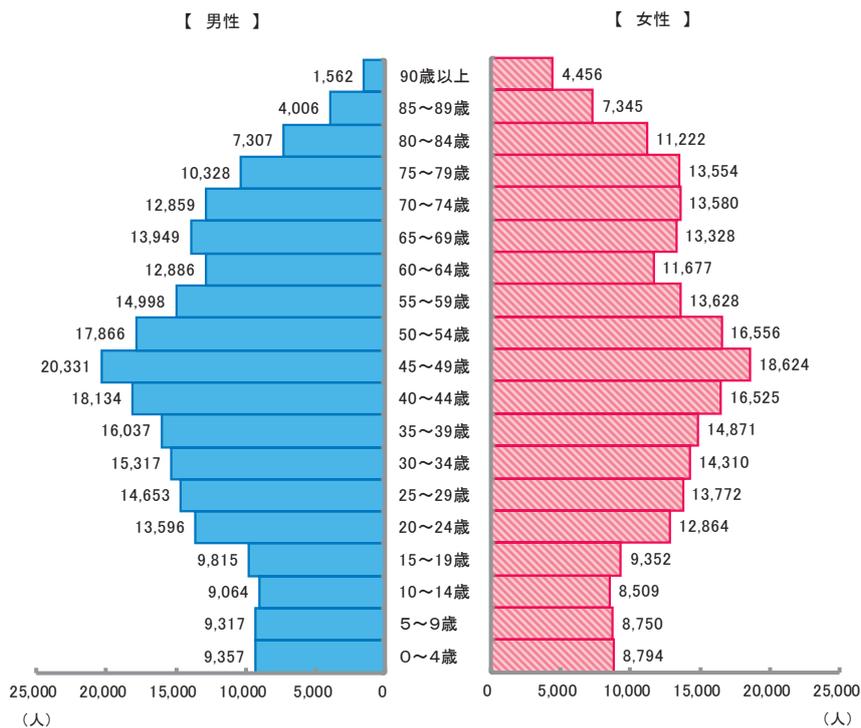
生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）は2025（令和7）年から減少局面に入り、今後も2060（令和42）年に向けて減少していくことが見込まれます。

老年人口（65歳以上）は、2050（令和32）年までは増加基調が続き、区の人口の約30%に達する見込みです。

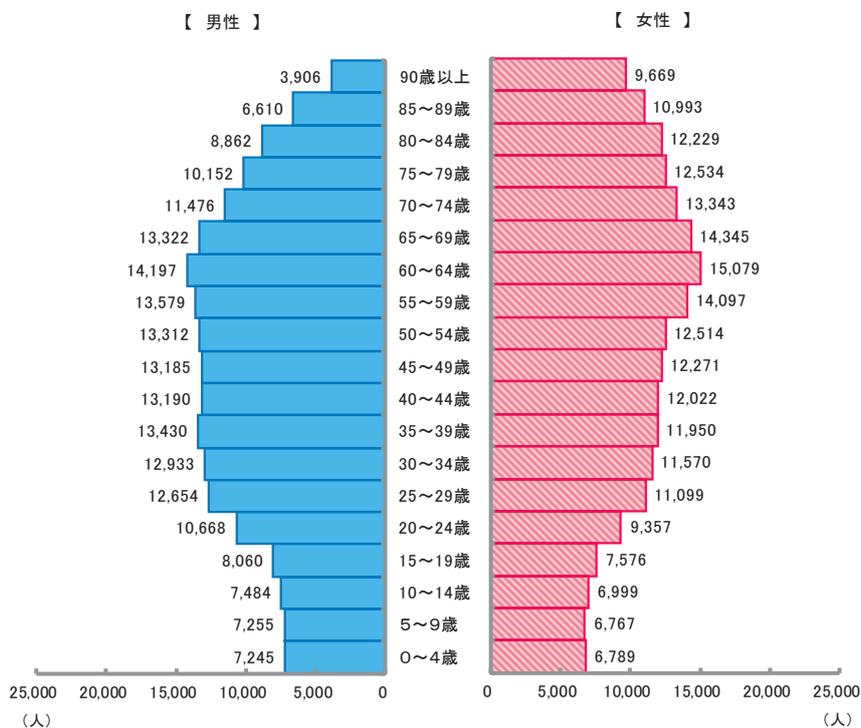


※2019年、2020年は4月1日時点の住民基本台帳による

図表16 2019年の人口ピラミッド



図表17 2060年の人口ピラミッド



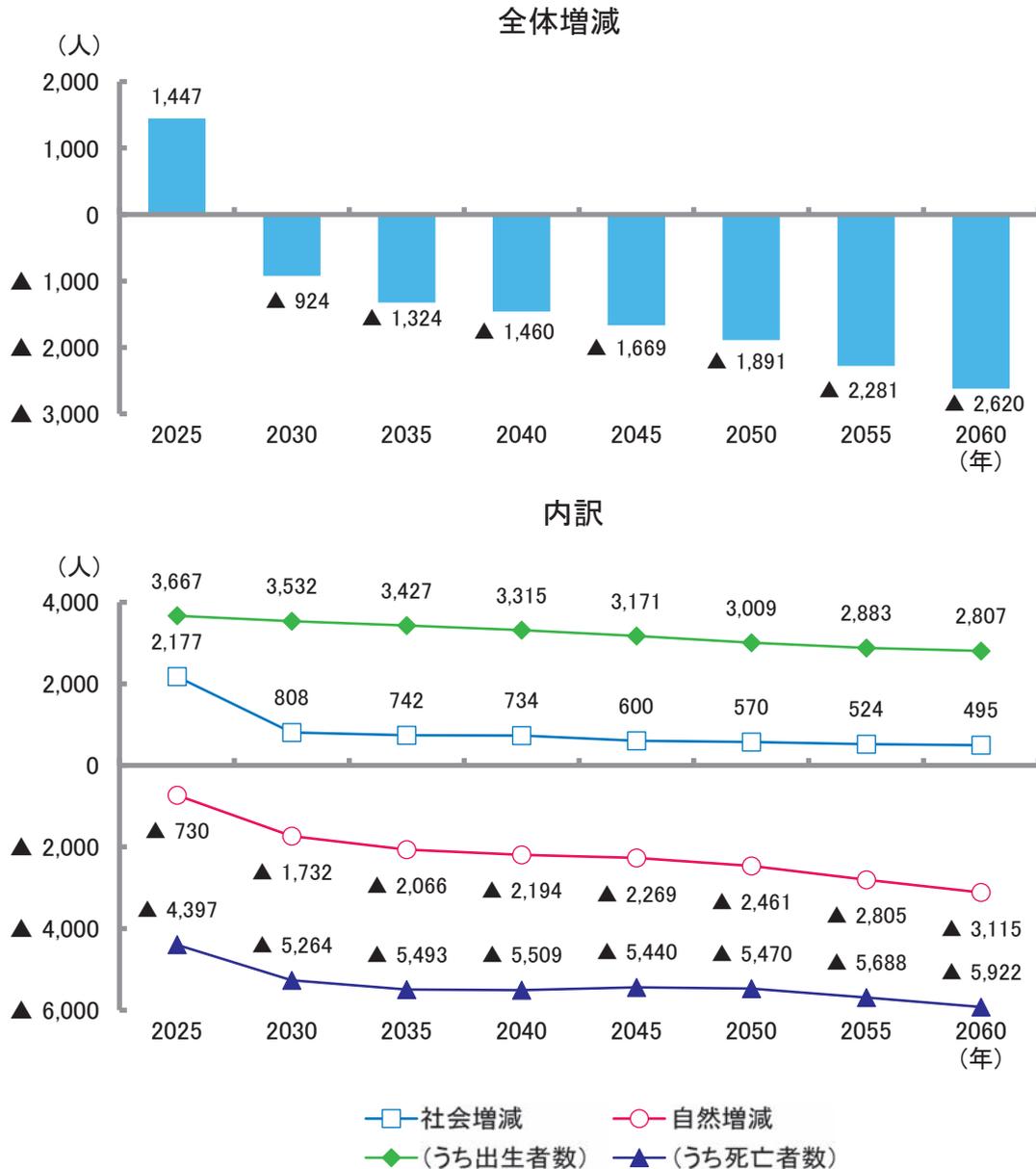
### (3) 人口動態の推移

#### ア 社会動態・自然動態の推移

死亡者数が出生者数を上回るため、自然減は拡大しながら推移します。

社会動態は、街づくりの進展などにより、転入超過が継続すると見込まれるためプラス基調で推移しますが、その規模は自然減を上回るほどではありません。すなわち、自然減の拡大基調を起因として、人口減少が進みます。

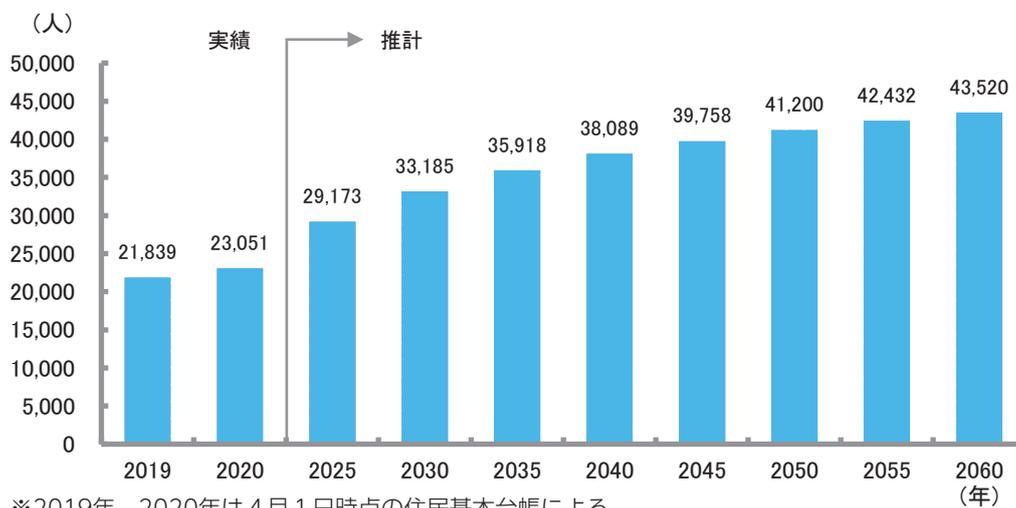
図表18 社会動態・自然動態の推移



## イ 外国人人口の推移

外国人人口は、今後も増加していくことが見込まれ、2060（令和42）年には約4.4万人と、2019（平成31）年比で倍増する見込みです。

図表19 外国人将来人口の推移



### ※推計の考え方

- ①推計方法：コーホート変化率法
- ②基準人口と推計期間：2019（平成31）年の住民基本台帳人口を基準とし、2060（令和42）年まで5年ごとの人口を推計
- ③変化率の仮定：2014（平成26）年から2019（平成31）年までの住民基本台帳人口に基づく変化率を基準に、国立社会保障・人口問題研究所の推計を勘案し、将来的には変化率が徐々に減少しながらも国立社会保障・人口問題研究所の推計で見込まれる水準までは人口の増加が続くと仮定

## 4 人口推計から見える課題・将来展望

### (1) 現状・将来人口推計の整理

本区においては、街づくりの推進による本区の利便性の向上や子育て環境の充実によるファミリー層の定住促進と出生者数の増加等、人口減少に係る課題の解決に向けた取組を進めてきました。そのため、近年は転入超過による人口増加が続いている状況です。

一方、上記将来人口の推計によると、2025（令和7）年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しであり、2060（令和42）年には約41.3万人と、2019（平成31）年比で約11%、約5万人の減少が見込まれます。また、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）とともに、2060（令和42）年に向けて減少していきますが、老年人口（65歳以上）は、2050（令和32）年まで増加基調が続き、区の人口の約30%に達する見込みです。

### (2) 課題と方向性

人口減少や少子高齢化が進行することにより、税収の減少や社会保障費の増大による財政環境の悪化、空家の増加、地域コミュニティの衰退等が引き起こされる可能性があります。また、保健・福祉・子育て支援分野はもとより、その他の行政サービスのニーズにも大きな影響をもたらします。

こうした中、様々な地域課題に対応し、豊かな地域社会を構築していくためには、区民や事業者、団体等の地域の多様な主体と区がそれぞれの持つネットワークやノウハウ、特性などを活かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことが不可欠です。

また、今後も地域の活力を維持し、豊かな地域社会を構築していくためには、人口総数の増加・維持を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、人口減少に係る課題の解決に向けた取組を進めながら区民の定住化を促進し、誰もが「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めていくとともに、バランスのとれた人口構成となるよう、ファミリー世代や年少人口の増加に向けた施策を展開し、多くの人から「住んでみたい」と思われるまちづくりを進めていく必要があります。

## Ⅲ 区民等の声

### 1 世論調査

世論調査（平成30年度実施）によると、葛飾区に「住み続けるつもり（57.3%）」、「当分の間は住むつもり（27.2%）」と84.5%が定住意向を示しています。また、葛飾区に住み続けたいと回答した方の主な理由としては、持ち家があるとの理由のほか、買い物や交通の便が良いといった理由が多く挙げられている一方、区外へ移りたい主な理由としては、災害時の不安や通勤・交通の便の悪さといった項目が挙げられています。

また、区に力を入れてほしい事項として、安全・安心に関連する項目（防災・交通安全・健康・高齢者支援）、利便性・快適性に関連する項目（交通・道路の整備、生活環境）、子育て支援や教育環境の充実といった項目についての要望が高く、中でも「防災対策」については48.1%の区民が関心を寄せています。

### 2 転入者・転出者アンケート調査

転入者アンケート調査及び転出者アンケート調査（令和2年度実施）によると、葛飾区への転入理由としては、仕事の都合、住宅の購入・借り換えが多く、葛飾区を選んだ理由として、交通の便、住宅事情、生活の便などが挙げられています。転入者の定住意向としては、3割強が住み続けたいと思っており、持家、一戸建ての借家では定住意向が高く、マンション・アパート等の借家では低い状況にあります。

また、転出理由としては、転入理由と同様、仕事の都合、住居の購入・借り換えによる転出が多く、女性では、結婚を理由とした転出が多い状況です。転出先の自治体を決めた理由については、交通の便、住宅事情が多いことは転入理由と同様ですが、街の雰囲気や治安の良さが上位に挙げられています。交通の便・街の雰囲気を求める人は都内に、住宅事情・物価の安さを求める人は都外に転居しています。

葛飾区に対する評価としては、転入者・転出者を問わず、生活の便・交通の便・自然環境に対する評価が高いという状況です。

## IV 区政を取り巻く環境の変化

### 1 激甚化する災害への対応

近年、大地震をはじめとする自然災害による被害が全国各地で頻発しています。今後マグニチュード7程度の地震が発生する可能性が高まる中、都市型水害等の危険性も増しており、多様化する災害への対策の強化が求められています。また、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、近年増加している外国人区民の視点を踏まえたきめ細かな防災対策、災害時の医療体制整備を推進するほか、帰宅困難者への対策についても強化が求められています。

今後、「自助」「共助」「公助」の取組を効果的に進めながら防災力を強化し、「減災」という考え方に基づく地域防災の仕組みを構築していく必要があります。

### 2 健康寿命の延伸に向けた対応

日本人の平均寿命は、医学の進歩や国民皆保険制度の普及などにより世界有数の高水準を保っており、令和元年には、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっており、人生100年時代が間近に迫りつつあります。

一方、本区では、悪性新生物（がん）や心疾患などの生活習慣病が依然として死亡原因の上位を占めているほか、国際交流の活性化に伴う新興・再興感染症の流入・まん延リスクや後期高齢者の急増による在宅療養ニーズの高まりなど、新たな課題への対応も求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けるためには、食生活の改善や運動習慣など、好ましい生活習慣を促す健康づくり支援をはじめ、生活習慣病の予防、心の健康づくり、安全・安心な生活環境の確保、医療環境の充実などを推進し、一人一人が健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」を図っていく必要があります。

### 3 地域共生社会に向けた対応

核家族化や共働き世帯の増加などの社会の変化の中で、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まり、高齢者、障害者、子ども、低所得者など対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質・量共に公的支援の充実が図られてきました。

しかし、現在では、中高年の「ひきこもり」や生活困窮、「社会的孤立」や「ごみ屋敷」など、複合的な問題を抱える個人や世帯が増えてきています。また、若年性認知症や発達障害が疑われるものの公的な支援制度の狭間にある方への対応や、ごみ出し、買い物、通院の介助など、これまでの公的な支援の対象とはならない身近な生活課題への対応も求められてきています。

さらに、障害者差別解消法などの法整備が進んでおり、誰もが個人として等しく尊重され、共生できる差別のない社会の実現に向けた更なる取組も求められています。

今後、地域の助け合いのより一層の推進をはじめ、地域課題を地域が主体的に解決していく体制づくりや複合化・複雑化した課題を抱える世帯を受け止める包括的な相談体制づくり等、全ての区民が住み慣れた地域で相互に尊重し合いながら幸せに暮らし続けられる「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めていく必要があります。

## 4 公共交通の充実にに向けた対応

公共交通は、区民の生活に欠くことのできない重要な移動手段であり、本区では、鉄道の利便性向上やバス交通の充実に鋭意取り組んできたところです。

高齢社会が進展していく中、移動に困難を抱える高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通の役割が一層重要なものとなっていくとともに、外国人観光客等の来訪者に対する安全・快適な公共交通の提供など、新たな課題も生じています。

今後、誰もが安全・快適に利用できる公共交通の充実に向け、鉄道やバス交通の整備に加え、円滑な道路交通に欠かせない都市計画道路や駅前広場の整備などの取組を進めていく必要があります。

## 5 脱炭素社会や循環型社会に向けた対応

現在、温暖化など地球規模の環境問題が顕在化するとともに、これらに起因する自然災害や事件も多発しており、持続可能な社会の実現に向け、気候変動対策や資源の循環、自然環境の保全が求められています。平成28年から電力の小売りの全面自由化がなされ、平成29年からは都市ガスの小売りの全面自由化が行われるなど、エネルギー供給に関する環境も変化しました。

また、水素エネルギーや再生可能エネルギーなどの普及に向けた新たな技術の開発が進んでいます。さらに、令和元年6月に大阪で開催されたG20サミットでは、プラスチックによる海洋汚染問題への対策が協議されるなど、ごみの発生抑制や適正処理の推進が社会全体の課題とされています。

令和元年12月には「ゼロエミッション東京戦略」が策定されるなど、“ゼロカーボンシティ”の表明自治体が増加しており、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す、国を挙げての動きも始まっています。

今後、区民等に対して、地球環境保全への意識を一層高めるとともに、脱炭素社会の構築を目指して区内のエネルギー利用の効率化を推し進める必要があります。また、資源循環型地域社会の形成を目指し、更なる3R<sup>※P281</sup>とごみの適正処理を図る必要があります。

## 6 外国人区民の増加への対応

近年のグローバル化の進展の中、本区の外国人区民は令和3年4月現在22,000人を超えています。新型コロナウイルス感染症の拡大によりやや減少しているものの、今後も長期的には、外国人区民の増加が予測されています。

外国人区民の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化をもたらし、一部では、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル等が発生しており、地域住民とのコミュニケーションが課題となっています。

今後、日本人、外国人という視点にとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを理解し合い、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進める必要があります。

## 7 産業構造の変化への対応

葛飾区の産業は全体として縮小傾向にあり、平成27年度における昼夜間人口比率は84.1%と、区外へ働きに出る区民が多くなっています。区内の事業者の高齢化も進んでおり、後継者の確保や事業承継などの課題が生じています。

また、「第4次産業革命」と称される技術革新が従来にないスピードで進行しており、GAFAM※に代表されるような膨大な顧客データを活用する巨大IT企業が事業を拡大し、既存の産業構造に大きな影響を与えています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、3密（密閉・密集・密接）回避の視点からテイクアウト需要やオンラインショッピング・宅配サービスなどの需要が高まっており、オンラインサービスと現実の店舗を併用させたサービスも広がっています。

さらに、就業を希望する女性や高齢者などの潜在的な労働意向を持つ方の労働参加を促すなど、多様な働き方を認めていく「働き方改革」の重要性が高まっています。

今後、産業構造の変化を捉えつつ、事業の拡大・発展を目指す葛飾区内の事業者に対して販路拡大や事業承継支援など、ニーズに応じた取組を実施していく必要があります。また、区内の交通網の整備による勤務地へのアクセス性の向上や、区内における起業促進等による働く場所の確保、女性や高齢者をはじめとする多様な人々の就労促進等に取り組み、働きやすい環境整備を進めていく必要があります。

## 8 観光への期待の高まり

訪日外国人旅行者数は、平成25年からの5年間で3倍に増加し、史上初の3,000万人を超えました。国では、訪日外国人旅行者数等の目標を掲げて取組を進めるとともに、観光立国推進と地域活性化の観点から、いわゆる「民泊」の制度も平成30年度から実施されたところですが、各自治体においても地域活性化と観光客の獲得に向けた積極的な取組を進めてきました。

本区においても、平成30年に「葛飾柴又」が都内初となる国の重要文化的景観に選定され、日本を代表する景観地として、その歴史的・文化的価値を評価されたところですが、そして、本区を舞台とする映画「男はつらいよ」や漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」などによって描き出された東京の下町ならではの情緒や風情は、国内外から訪れる観光客にも人気を集めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪日外国人旅行者数が激減しています。こうした流れは当面継続するものと見込まれており、観光消費の約8割を占める国内観光需要を喚起することが極めて重要な課題となっています。感染症拡大の防止と地域経済の活性化を両立させるため、3密（密閉・密集・密接）を避けながら、地域住民が自宅から30分～1時間程度の距離の近場を観光するという新しい旅行形態の普及・拡大に向けた取組が全国的に活発化していくと見込まれています。

このような状況下、本区においても地域経済の活性化に向けて、徐々に回復していくと見込まれる訪日外国人観光客や国内観光客のニーズを捉えつつ地域の観光資源を磨き上げ、受入環境の整備やシティプロモーションの強化等の取組を進めていく必要があります。

※ Google、Amazon.com、Facebook、Appleといった巨大IT企業の頭文字をとって総称する呼称

## 9 子育て・教育環境に対する意識やニーズの変化

近年、「イクメン」という言葉が定着し、かつては主に母親が担うことが多かった子育てについて「父母共に行っていくもの」とする考え方が主流になりつつあるなど、子育てをめぐる区民の意識が大きく変化してきています。

また、児童虐待件数が年々増え続け、子どもの命に係わる深刻な問題も発生する中、本区においても児童福祉法改正により設置可能となった児童相談所・一時保護所の設置に向けた取組をはじめ、住み慣れた身近な地域で切れ目なく対応できる環境整備が求められています。

加えて、近年、子どもや若者に関する課題は深刻化し、いじめ、不登校、貧困、発達・適応などの課題への対応や、若者においては若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が指摘されており、従来の個別分野を越えた取組が求められています。

さらに、人生100年時代を迎えようとする中、国においてAI（人工知能）等の技術革新が急速に進むことを念頭に置いた第3期教育振興基本計画が策定されるとともに、新学習指導要領<sup>※P282</sup>が全面実施され、「主体的・対話的で深い学び」の実現、小学校におけるプログラミング教育の実施、外国語活動・外国語の授業など新たな学習活動に更に取り組んでいく必要があります。

今後、変化する子育て世代の意識、ニーズ、需要の変化を把握しつつ、切れ目のない支援体制を強化し、誰もが安心して子育てできる良質な子育て環境や教育環境を充実させていく必要があります。

## 10 情報通信技術をはじめとする技術革新の進展

スマートフォン等の普及によってICT<sup>※P281</sup>（情報通信技術）の利活用に係る態様が急速に変化しており、日常の情報収集はもとより、SNS<sup>※P281</sup>などを活用したコミュニケーション活動が拡大しています。また、ネットショッピングやキャッシュレス決済の普及により購買活動も大きく変化しつつあります。

最近では特に、AI（人工知能）やRPA<sup>※P281</sup>（ソフトウェアロボットによる業務自動化）などの区民生活の向上や業務の効率化に資するツール・技術にも注目が集まっており、今後、社会環境、労働環境を激変させていくことが予想されています。国では、先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として「Society5.0」の実現を掲げており、技術革新がもたらす新たな価値により、経済発展と社会的課題の解決、企業活動や区民生活の一層の向上などが期待されています。

本区においても、経済発展と社会的課題の解決をしながら、洗練された質の高い生活を享受できるように、技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れていく必要があります。

## 11 SDGsへの対応

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、令和12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）として、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられています。

我が国においても、平成28年5月に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置されるとともに、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、その実現に向けた取組が進められています。

本区においても、SDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向け、成長と成熟とが調和した持続可能なまちづくりを進めるとともに、SDGsの理念を区民、事業者等に広く浸透させつつ、協働により取組を進めていく必要があります。

## 12 アフターコロナ・ポストコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、3密（密閉・密集・密接）を回避する生活様式が広く浸透し、テレワークやweb会議の活用をはじめ、医療・教育など様々な場面においてオンラインサービスを活用する動きが急速に広がりを見せています。今後も、こうした新しい生活様式をはじめ、デジタル技術により人や組織、地域がオンラインでつながる社会が更に浸透していくと見込まれており、いわゆるアフターコロナ・ポストコロナと呼ばれる「新たな時代」が到来しているといわれています。

こうした社会状況の変化を受け、「密から疎（そ）へ」「都心から地方へ」といった流れが進行する可能性があり、都市近郊地域もこれを好機と捉え、移住促進に向けた取組を始めています。一方、感染症が終息していくにつれ、自粛疲れやオンライン疲れをはじめとする新しい生活からの反動が生じることが見込まれており、区内の地域活動、イベント、観光、文化といった様々な事業についても、3密を回避しながら安全に実施できる工夫も求められています。

今後、進展する先進技術を最大限に活用しながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、環境に優しく安全・安心・快適な暮らしやすいまちに向けた取組が必要です。また、オンライン化が進む今こそ、本区がこれまで培ってきた人情味あふれる人や地域のつながりを一層広げることで、人々の心が「親密・緊密・濃密」の3密でつながった温かく力強い地域を創造して協働の取組を更に推し進め、地域の人々の発意と活力に満ちた魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

## V 財政計画

### 1 本区の行財政環境

近年、国は「地方創生の推進」と「都市と地方の税源の偏り」を理由に、地方自治体の財源である企業等の住民税（法人住民税）の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直しや、ふるさと納税等、都市部から税源を吸い上げ、地方へ分配する動きを進めてきました。

また、世界規模で拡大を続ける新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけに留まらず、国や地域をまたぐ往来や人と人との接触機会が極度に制限されたことで、経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招いており、世界中の人々の生活に甚大な影響を及ぼしています。経済が感染症流行前の状態に回復するには時間を要するものと見込まれています。

こうした感染症流行は本区においても、消費活動の低迷、雇用情勢の弱まりをはじめ、景気状況が悪化するなど地域経済にも深刻な影響を及ぼし、当面、歳入には期待することができないと考えています。一方、新型コロナウイルス対策として実施している取組等により、歳出が大きく増加しているとともに、いわゆるアフターコロナ・ポストコロナ時代と呼ばれる新しい生活様式への対応も必要となっています。加えて、本区の公共施設は昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、今後、老朽化に伴い、更新時期を迎えていく状況にあるほか、社会保障費関係も高水準で推移している状況にあり、行政需要はますます増大していくと見込まれています。

### 2 今後の行財政運営に向けて

10年間の財政フレームは、根幹となる特別区民税や特別区交付金が、新型コロナウイルス感染症による景気の悪化から、一時的な減収が見込まれます。しかしながら、国が示す中長期的なマクロ経済のシナリオでは、アフターコロナ・ポストコロナに対応した新たな需要などにより着実に回復するとされており、本区の歳入についても、楽観視はできないながらも、景気と連動しながら、徐々に回復することが想定されます。

歳出面においては、新型コロナウイルス感染症への対策や地域経済への支援など短期的な課題を抱える中、支出が義務づけられ、任意に縮減することができない義務的経費については、人件費が児童相談所や一時保護所の開設に伴い一時的に増加しますが、引き続き適正な水準を保つ一方で、自立支援費をはじめとする扶助費や、世代間の公平性を保つために発行する特別区債の返済に係る公債費は現行より増加傾向で推移していくことが見込まれております。また、投資的経費については、計画的な学校施設の改築や、立石や金町など駅周辺におけるまちづくりの進捗に伴い大幅に増加することが見込まれています。

このような状況下、事務事業の不断の見直しを進めていくことはもとより、デジタル技術の積極的な活用を図りながら、行政手続、執行体制などについて見直しを進める経営改革の取組を、全庁を挙げて推し進めていきます。また、基金積立や起債抑制等、今まで培ってきた財政対応力、都区財政調整制度を十分活用して、本計画に掲げる「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」や新たな事業を推進し、本区の豊かで持続的な発展を図ることにより「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現を目指します。

### 3 財政フレーム

上記の考え方に基づき、10年間の財政フレームを次の表のとおり積算しました。毎年度の具体的な財政計画については、実施計画や各年度の予算案の中で示していきます。

財政フレーム

(単位：億円)

項 目		令和3～12年度の 財政計画額
歳 入	特 別 区 税	3,565
	特 別 区 交 付 金	7,663
	国・都支出金	6,391
	特 別 区 債	320
	基 金 繰 入 金	1,661
	そ の 他	2,220
	合 計	21,820
歳 出	人 件 費	3,115
	扶 助 費	7,609
	公 債 費	216
	特別会計繰出金	1,847
	一 般 行 政 費	5,424
	計 画 事 業 費	3,609
	合 計	21,820